

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第8号

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「救急業務従事職員」を「消防活動従事職員」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1号中「ごみ処理作業」を「、ごみ処理作業」に改め、同条第2号中「し尿処理作業」を「、し尿処理作業」に改め、同条第3号中「投入槽」を「、投入槽」に改める。

第8条の見出し中「救急業務従事職員」を「消防活動従事職員」に改め、同条第1項中「救急業務従事職員」を「消防活動従事職員」に、「救急救命士が救急業務」を「消防職員が消防の活動」に、「出勤し、規則で定める救急救命処置に関する救急業務に従事したときに」を「出勤した場合に、出勤1回につき次の各号に定めるところにより」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 消防の活動(救急業務に関する活動のうち規則で定めるもの(以下「救急活動」という。))を除く。以下「消防活動」という。)に従事したとき 350円
- (2) 救急活動に従事したとき(次号に該当する場合を除く。) 220円
- (3) 救急救命処置に関する救急活動のうち規則で定めるもの(以下「救急救命処置等」という。)に従事したとき 510円

第8条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号のいずれかに該当する場合において、消防職員が緊急自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。

以下同じ。)の運転を行つたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を当該消防職員に係る支給額に加算して支給する。ただし、消防活動又は救急活動において緊急自動車の運転のみを行つたときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のみを支給する。

(1) 車体の大きさ等が一定規模以上の自動車として規則で定める自動車を運転したとき 180円

(2) 道路交通法第3条に規定する自動車(前号に規定する自動車を除く。)を運転したとき 100円

第8条に次の2項を加える。

3 第1項第1号に該当する場合において、消防職員が潜水器具を着用し、潜水作業又は急流における作業を行つたときは、当該消防職員に係る支給額に100円を加算して支給する。

4 前3項の規定により消防職員が同一の出動において2以上の特殊勤務手当の支給を受けることができる場合は、規則で定めるところにより、当該特殊勤務手当の額を調整して支給することができる。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条第2項中「1,000円」を「2,160円」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条第2項中「、特殊勤務手当」を「特殊勤務手当」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。